

第1章 道路特定事業計画策定に当たって

1. 1 道路特定事業計画の目的・位置付け

我が国では、急速に少子高齢化が進んでおり、平成 29 年（2017 年）には、総人口に占める 65 歳以上の割合（高齢化率）が 27%を超え、国民の 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となる本格的な高齢社会を迎えています。

また、障害のある方もない方も同じように生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念が浸透してきており、このような背景から、高齢者や障害のある方などが自立した日常生活や社会生活を営むことのできる都市環境を整備することが強く求められています。

このため、京都市では、高齢者や障害のある方などが、市内を安全・快適に安心して移動できる交通環境を整備するための様々な施策に取り組んでいます。この一環として、鳥羽街道駅周辺の徒歩圏を対象としたエリア（以下「鳥羽街道エリア」という。）において、駅や道路、施設などのバリアフリー化を推進するため、「東福寺地区（鳥羽街道エリア）バリアフリー移動等円滑化基本構想」（以下「鳥羽街道エリア基本構想」という。）を平成 31 年 3 月に策定しました。

この鳥羽街道エリア基本構想は、平成 18 年 12 月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（いわゆる「バリアフリー法」）や平成 24 年 3 月に京都市独自の取組として策定した「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」に基づいて策定したものであり、今後、鳥羽街道駅や駅周辺の道路などのバリアフリー化（段差の解消、視覚障害のある方を誘導するための点字ブロックを設置することなど）を推進していくに当たっての基本的事項を定めたものです。

鳥羽街道エリアは、多くの方が居住する生活の場となっており、旅客施設として、鳥羽街道駅（京阪）があり、地域にとって重要な医療施設である稲荷山武田病院及び京都久野病院があります。また、文化・観光施設として全国的にも有名な東福寺があり、多くの来訪者を迎えるエリアでもあります。さらに、主要な道路として東西に十条通、南北方向には本町通があります。

上記のことから、居住者や来訪者にも快適なまちとして、誰もが安心・安全で移動しやすい環境の整備が求められます。

これらを受け、鳥羽街道エリア基本構想に定められた重点整備地区内の生活関連経路について、事業内容や実施予定期間などを定めた道路特定事業計画を策定しました。今後は、この事業計画に基づいて道路のバリアフリー化事業を推進します。

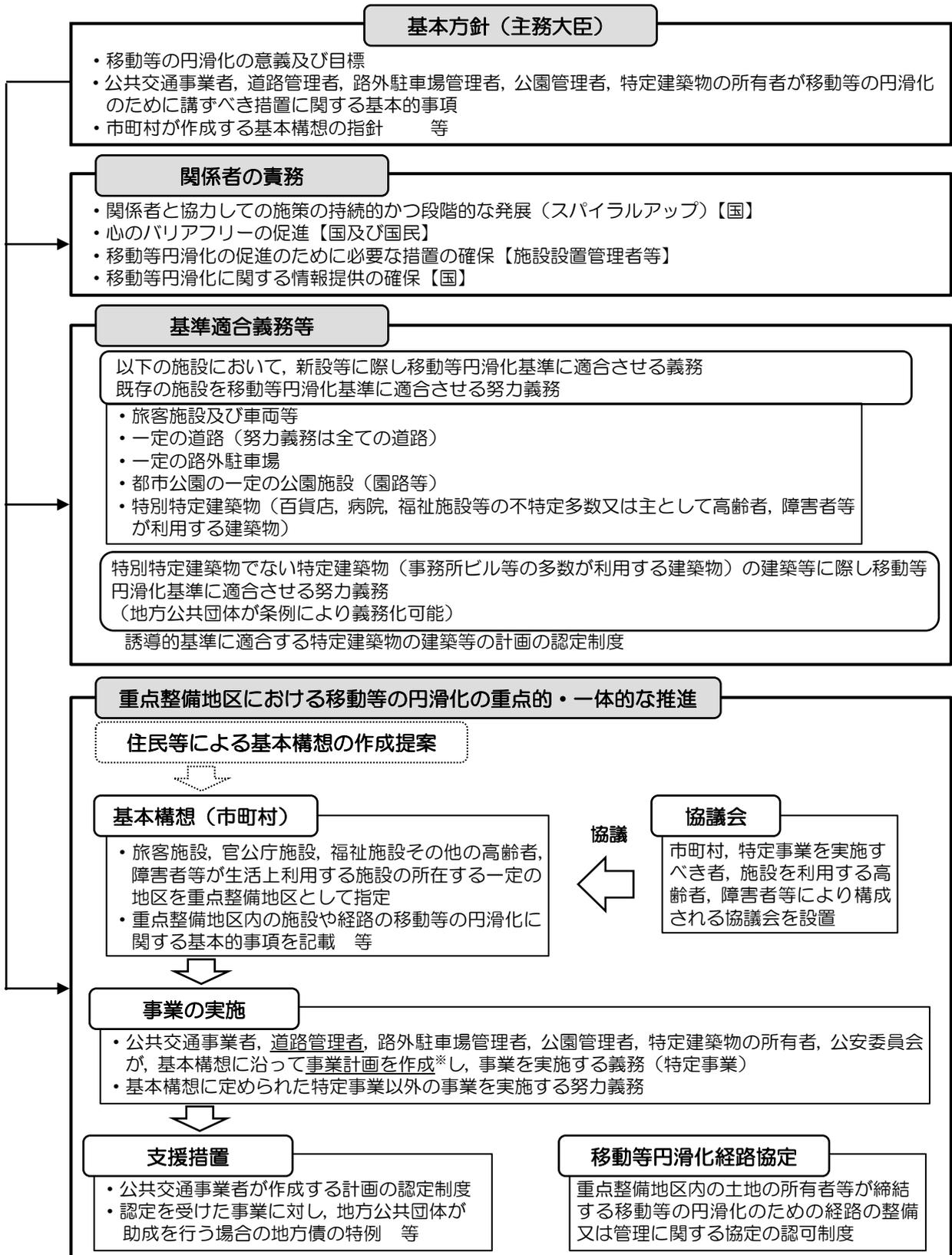


図 1. 1 バリアフリー法の仕組み

※「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」
（通称：バリアフリー法）第31条第1項

第31条 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する道路管理者は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して道路特定事業を実施するための計画（以下「道路特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

1. 2 東福寺地区（鳥羽街道エリア）バリアフリー移動等円滑化基本構想の策定

1. 2. 1 「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想の策定

（1）策定の主旨

京都市では、平成 14 年に策定した「京都市交通バリアフリー全体構想」に基づき、国、京都府、公共交通事業者等の関係機関との連携・協調の下、バリアフリー化事業を着実に推進してきました。

一方、高齢化の急速な進展やユニバーサルデザインの普及等、社会状況の変化に対応し、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現を図るためには、旅客施設及び周辺道路等の更なるバリアフリー化が必要となってきました。

国においても、平成 23 年 3 月に「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が改正され、令和 2 年度を目標年次としたより高い水準の目標が設定されるとともに、高齢者や障害のある方が自立して日常生活や社会生活を営むことができる社会を構築することの重要性と、それを実現するために移動等円滑化を促進することの必要性等が示されました。このような中、バリアフリー化を一層進めていくため、平成 24 年 3 月に「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」を策定しました。

（2）重点整備地区の選定

鳥羽街道エリアは、平成 20 年 9 月に策定された「東福寺地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」（以下「東福寺地区基本構想」という。）の東福寺地区内に位置していますが、東福寺地区基本構想策定時点では鳥羽街道駅の利用者数が国の定めるバリアフリーを図るとする特定旅客施設の、当時の基準※に満たなかったため、これまでバリアフリー化が図られないままとなっていました。

近年、鳥羽街道駅の利用者数が増加し、地域住民等からの要望もより一層高まったことから、平成 30 年度に「東福寺地区（鳥羽街道エリア）移動等円滑化基本構想」を策定しました。

※ 当時の基準

東福寺地区基本構想策定時点では 1 日の平均利用者が 5,000 人以上の旅客施設。平成 23 年 3 月に改正された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、1 日の平均利用者が 3,000 人以上の施設に拡大された。

表 1.1 重点整備地区と基本構想策定時期

全体構想	重点整備地区名	策定年・月	地区内の旅客施設
京都市交通バリアフリー 全体構想 (平成14年10月策定)	桂	平成15年10月	阪急桂駅
	山科	平成15年10月	JR山科駅, 京阪山科駅, 地下鉄山科駅
	烏丸	平成16年10月	阪急烏丸駅, 地下鉄四条駅
	向島	平成16年10月	近鉄向島駅
	京都	平成17年11月	JR京都駅, 新幹線京都駅, 近鉄京都駅, 地下鉄京都駅
	嵯峨嵐山	平成17年11月	JR嵯峨嵐山駅, 京福嵐電嵯峨駅, 嵯峨野観光鉄道トロッコ嵯峨駅
	河原町	平成18年10月	阪急河原町駅
	稲荷	平成18年10月	JR稲荷駅, 京阪伏見稲荷駅
	京都五条・七条	平成19年9月	京阪清水五条駅, 京阪七条駅
	桃山御陵前	平成19年9月	近鉄桃山御陵前駅, 京阪伏見桃山駅
	東福寺 (鳥羽街道エリア)	平成20年9月 平成31年3月	JR東福寺駅, 京阪東福寺駅 京阪鳥羽街道駅
	京阪藤森	平成20年9月	京阪藤森駅
	伏見	平成20年12月	近鉄伏見駅
「歩くまち・京都」交通 バリアフリー全体構想 (平成24年3月策定)	太秦	平成25年3月	JR太秦駅, 京福帷子ノ辻駅, 京福太秦広隆寺駅, 京福常盤駅
	大宮	平成25年3月	阪急大宮駅, JR二条駅, 京福四条大宮駅
	JR藤森	平成26年3月	JR藤森駅, 京阪墨染駅
	深草	平成26年3月	京阪深草駅, JR稲荷駅
	西院	平成26年3月	阪急西院駅, 京福西院駅, 京福西大路三条駅
	阪急嵐山・松尾大社	平成27年3月	阪急嵐山駅, 阪急松尾大社駅
	上桂	平成27年3月	阪急上桂駅
	桃山	平成27年3月	JR桃山駅, 近鉄丹波橋駅, 近鉄桃山御陵前駅, 京阪丹波橋駅, 京阪伏見桃山駅
	西大路	平成29年3月	JR西大路駅

1. 2. 2 鳥羽街道エリア基本構想の策定

(1) 策定の主旨

鳥羽街道エリア基本構想は、高齢者や障害のある方などの日常生活、社会生活における移動上及び施設の利用上の利便性、安全性の向上の促進を図る環境整備の一環として、関係者が互いに連携し、旅客施設（鳥羽街道駅）や周辺の道路、建築物などのバリアフリー化を重点的・一体的に推進していくため、その基本的事項として、「はばたけ未来へ！京プラン」（京都市基本計画）や「京都市都市計画マスタープラン」などの上位計画や関連計画とも整合を図りながら、バリアフリー化を推進していくに当たっての基本方針や今後実施すべきバリアフリー化事業の内容など以下の事項を定めたものです。

- ① バリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針
- ② 重点整備地区の区域、生活関連施設及び生活関連経路
- ③ バリアフリー化事業計画の概要
- ④ バリアフリー化事業の推進体制

(2) 鳥羽街道エリア基本構想に基づくバリアフリー化の推進

今後、鳥羽街道エリア基本構想に基づき、公共交通事業者、道路管理者などが、施設や設備の整備事業を実施していきます。また、市民、公共交通事業者、行政機関などが互いに連携したソフト施策を展開し、国民全ての責務である「心のバリアフリー」を推進していきます。

施設や設備の整備事業のうち、以下の主要な事業（以下「特定事業」という。）については、東福寺地区（鳥羽街道エリア）基本構想策定後、それぞれの構想に即した事業計画（以下「特定事業計画」という。）を策定し、バリアフリー化の技術基準である「移動等円滑化基準」に適合させなければなりません。

① 「公共交通特定事業」

公共交通事業者が、スロープの整備等により、「重点整備地区」内の旅客施設や車両のバリアフリー化に向けて行う事業

② 「道路特定事業」

道路管理者（京都市）が、歩道の段差や勾配の改善等により、「重点整備地区」内の道路のバリアフリー化に向けて行う事業

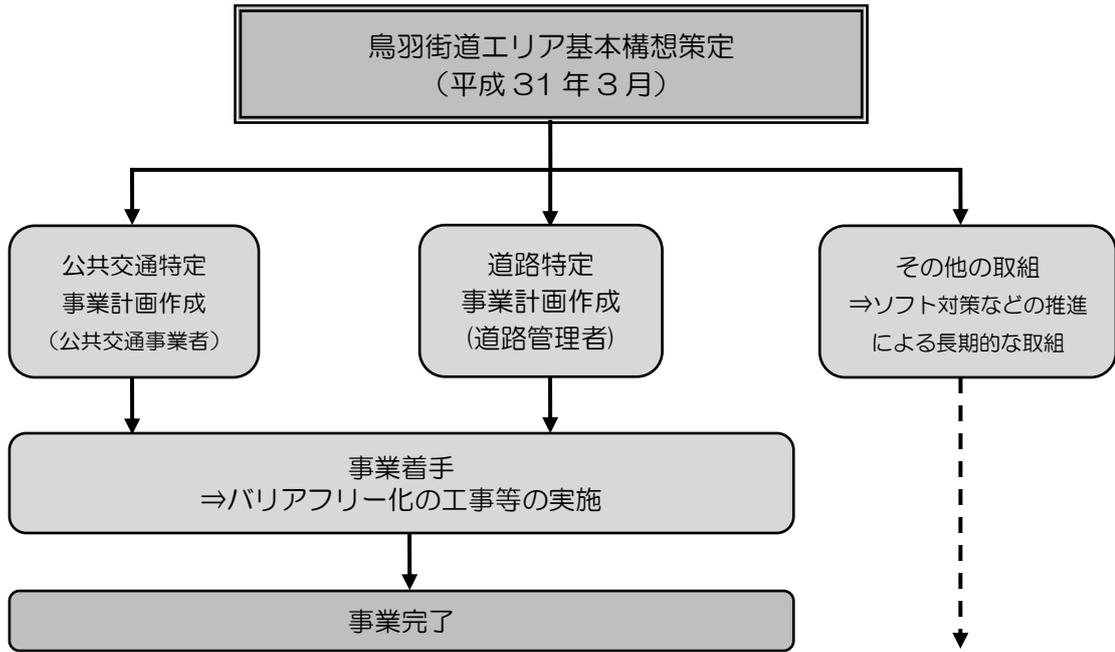


図 1. 2 鳥羽街道エリア基本構想に基づくバリアフリー化推進の流れ

1. 3 道路特定事業計画で定める事項

道路特定事業計画では、以下の3事項について定めるものとします。

- (1) 道路特定事業を実施する道路の区間
道路の区間として、生活関連経路を定めます。
- (2) 道路の区間ごとに実施すべき道路特定事業の内容及び実施予定期間
生活関連経路ごとに実施する事業内容と実施予定期間を定めます。
- (3) その他道路特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
道路特定事業計画を行う際に配慮が必要な事項を経路ごとに定めます。

【生活関連経路及び生活関連施設について】

「生活関連経路」：「生活関連施設」相互を結ぶ経路のうち、重点的にバリアフリー化を図るべき
主要な経路

「生活関連施設」：・相当数の高齢者や障害のある方などが利用する旅客施設、官公庁施設、
福祉施設などの各種施設（基本方針より）

・本市では、要件として以下のとおり設定（「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想より）

- ①平均利用者数 3,000 人/日以上、又は 3,000 人/日未満であっても周辺状況等からバリアフリー化整備が必要とされる旅客施設（特定旅客施設）
- ②上記①の特定旅客施設を中心とした徒歩圏(半径 1 km圏内)において次の要件に該当する施設(下表)

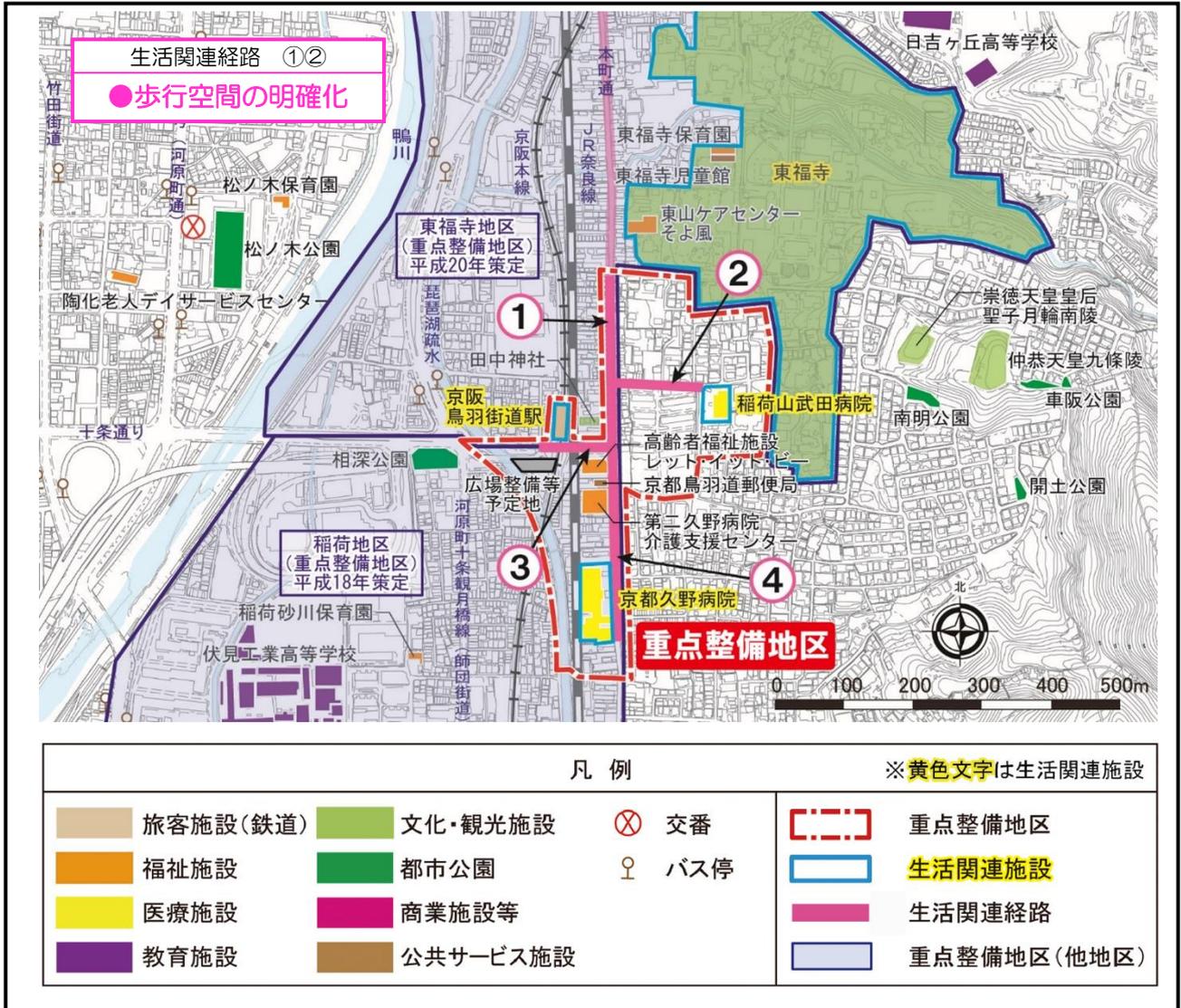
種 別	要 件
旅客施設	多くの高齢者や障害のある方が利用する施設
官公庁施設	区役所、福祉事務所
福祉施設	老人福祉センター、児童厚生施設及び身体障害者福祉センター等
医療施設	医療法上の病院（20人以上の患者を入院させる施設）
教育施設	特別支援学校
都市公園等	面積が 10,000 m ² 以上の公園
商業施設等	区域内の大型店（大規模小売店舗等）

そのうち、鳥羽街道エリア基本構想では以下のとおり設定しています。

旅客施設	鳥羽街道駅（京阪）
医療施設	稲荷山武田病院、京都久野病院
文化・観光施設	東福寺

東福寺地区（鳥羽街道エリア）道路特定事業計画で定めるバリアフリー化を図る経路は、鳥羽街道エリア基本構想で設定した「生活関連経路」としてしています。

鳥羽街道エリア基本構想で定めた道路のバリアフリー化の概要



<参考資料>

東福寺地区（鳥羽街道エリア）バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議での現地調査

基本構想策定に参画した学識経験者、高齢者・身体障害者団体の代表、地域の代表者、公共交通事業者、公安委員会及び行政関係者等と一緒に現地の点検を行い、現場状況や問題点を確認しました。また、調査の班ごとに発表を行い、調査内容の情報を共有することができました。

1) 調査の概要

実施日：平成30年7月27日（金） 13：30～17：00

参加者：総数63名 ※随行者含む。

2) 調査状況



駅調査風景



道路調査風景



意見交換の様子